

1-2 復興まちづくりのための事業制度一覧(一覧表)

※ 東日本大震災復興交付金における追加的な国庫補助及び地方交付税の加算による地方負担の軽減については、復興庁のホームページを参照
(URL:http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/2016_PDF/20160401_fukkoutokkuseidosetsumeisiryou.pdf)

① 市街地整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度			適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
	支援措置	対象事業名	事業実施主体						
1 宅地の復旧 (大規模盛土造成 地の耐震化による 再度災害防止)	東日本大震災復興交付金	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	都道府県、市町村	復興交付金事業計画の区域における地区 ※事業対象となる盛土の形状や保全対象などの必要な要件を満たした場合に限る	国費率1/2 (特別な場合は2/3)	都市局	都市安全課	平井	32344
2 宅地の嵩上げ(津 波防災整地費)	東日本大震災復興交付金	都市再生区画整理事業 (被災市街地復興土地区画整理事業)	市町村	復興交付金事業計画の区域における地区 ※一定以上の計画人口密度(40人/ha)、被災度などの必要な要件を満たした場合に限る	国費率1/2	都市局	市街地整備課	金沢	32736
	3 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金			東日本大震災の被災地にかかる被災市街地復興推進地域又は復興整備計画の区域における地区(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く) ※一定以上の計画人口密度(40人/ha)、被災度などの必要な要件を満たした場合に限る					
4 市街地の液状化 対策(公共施設と 宅地の一体的な液 状化対策)	東日本大震災復興交付金	都市再生区画整理事業 (市街地液状化対策事業)	市町村	被災市街地復興土地区画整理事業の適用条件及び液状化対策事業計画に基づき行われる事業	国費率1/2	都市局	市街地整備課	金沢	32733
	5 社会資本整備総合交付金 (復興枠)			被災市街地復興土地区画整理事業の適用条件及び東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する特定市町村以外の市町村の内、東日本大震災による地盤の液状化により被害を受けた国土交通大臣が認める市町村において、液状化対策事業計画に基づき行われる事業					
6 市街地の液状化 対策(公共施設と 宅地の一体的な液 状化対策)	東日本大震災復興交付金	都市防災推進事業 (市街地液状化対策事業)	市町村	○液状化対策事業計画案作成事業 復興交付金事業計画の区域における地区 ○市街地液状化対策推進事業 上記において一定の規模要件(3,000㎡上かつ家屋10戸以上)等を満たす地区	国費率1/2	都市局	都市安全課	棚橋	32333
	7 社会資本整備総合交付金 (復興枠)			○液状化対策事業計画案作成事業 東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する特定市町村以外の市町村の内、東日本大震災による地盤の液状化により被害を受けた国土交通大臣が認める市町村 ○市街地液状化対策推進事業 上記市町村において一定の規模要件(3,000㎡上かつ家屋10戸以上)等を満たす地区					
8 被災者用住宅、福 祉施設、商業施設 等の一体的な整備 (津波避難ビルとし ての活用や人工地 盤の整備を合わせ て実施することも可 能)	東日本大震災復興交付金	市街地再開発事業	都道府県、市町村、民間事業者等	復興交付金事業計画の区域における地区	国費率2/5(災害復興市街地再開発事業)	都市局	市街地整備課	瀬戸	32745
	9 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金			(1)被災市街地復興推進地域又は復興整備計画の区域における地区(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く) (2)被災市街地復興推進地域、復興整備計画の区域及び復興交付金事業計画の区域以外の地区		住宅局	市街地建築課	小川 石川	39655 39654
10 敷地の共同化、公 共施設の整備等	東日本大震災復興交付金	優良建築物等整備事業	都道府県、市町村、民間事業者等	復興交付金事業計画の区域における地区	国費率2/5	住宅局	市街地建築課	小川 石川	39655 39654
11 敷地の共同化、公 共施設の整備等	東日本大震災復興交付金	住宅市街地総合整備事業	都道府県、市町村、民間事業者等	復興交付金事業計画の区域内で実施される事業 【整備地区の要件】 ・重点整備地区を一つ以上含む地区 ・整備地区の面積が概ね5ha以上 (※2haへの緩和措置あり) ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区 【重点整備地区の要件】 ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上 (※0.5haへの緩和措置あり) ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上(重点供給地域は25戸以上) ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上 等	国費率 1/3、1/2、2/5等	住宅局	市街地建築課 市街地住宅整備室	松本	39677
12 被災者用仮設住 宅	東日本大震災復興交付金	都市再生区画整理事業 (被災市街地復興土地区画整理事業)	市町村	復興交付金事業計画の区域における地区	国費率1/2	都市局	市街地整備課	金沢	32736
	13 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金			被災市街地復興推進地域又は復興整備計画の区域における地区(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く)					

14	河川対策	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	総合流域防災事業	道県・政令市・市町村	<p>① 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編口-3-(1)広域河川改修事業、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編口-3-(4)流域治水対策河川事業、又は社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編口-3-(6)調節池整備事業のいずれかの要件に該当する河川改修のうち、一事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100km²未満かつ想定氾濫区域内人口が1万人未満である指定区間(直轄管理区間の計画高水流量の5割以上の計画高水流量を持ち、当該直轄管理区間と合流する河川の区間を除く。)内の一級河川及び二級河川に係る河川改修、宅地等の嵩上げ、流域における調節池、移動式排水施設、輪中堤等の整備</p> <p>(準用河川改修事業)</p> <p>③-1 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの</p> <p>③-2 過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの</p> <p>③-3 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの</p> <p>③-4 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの</p> <p>準用河川改修事業の実施に当たっては、以下に従い、事業計画に準用河川改修事業計画を記載するものとする。</p> <p>ア 準用河川改修事業計画の記載</p> <p>(i) 準用河川改修事業計画の記載事項 準用河川改修事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>a. 事業計画区間 b. 改修工事を必要とする理由及び計画方針並びに改修工事の効果 c. 計画高水流量、計画高潮位に関する事項 d. 計画平面形、計画縦断形及び計画横断形その他河道計画に関する事項 e. 改修工事に必要な費用の概要 f. その他必要な事項</p> <p>(ii) 事業計画区間 事業計画区間は、治水計画上改修が必要な区間とする。</p> <p>(iii) 技術的基準との整合 事業計画の作成に当たっては、次に掲げる技術的基準に準拠するものとする。</p> <p>a. 河川管理施設等構造令(平成12年政令第321号)で定める基準を参酌して定められた条例(平成25年3月31日までの期間内において、同条例が制定施行されるまでの間は、河川管理施設等構造令で定める基準)</p> <p>b. 河川砂防技術基準(平成16年3月30日国河情第13号)</p> <p>イ 準用河川改修事業計画の変更 準用河川改修事業計画の変更を行おうとするときは、アに準ずるものとする。</p> <p>ウ 関係機関との協議 市町村長は、準用河川改修事業計画の記載及び変更に当たっては、当該河川が接続する他の河川の管理者と計画の整合について十分協議すること</p>	国費率1/2 国費率1/3(準用河川)	水管理・国土保全局	治水課	井原葛西	35583
15	土地境界の明確化の推進	地籍調査費負担金	地籍調査	市町村	<p>地籍調査を実施中であった地域等で東日本大震災により測量成果がずれて利用できなくなった市町村が行う測量成果の補正等を支援する。</p>	国費率1/2	土地・建設産業局	地籍整備課	松島山内	30514 30513

② 避難所等の整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度			適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
	支援措置	対象事業名	事業実施主体						
16 防災まちづくり拠点施設 (防災まちづくりの拠点・災害時の活動拠点として機能する施設:地域防災センター、避難所、津波避難タワー等)	東日本大震災復興交付金	都市防災総合推進事業	都道府県、市町村、民間事業者等	復興交付金事業計画の区域における地区 ※県が行う場合は施行地区など必要な要件を満たした場合に限る ※間接補助の場合は災害時協定の締結や施行地区など必要な要件を満たした場合に限る	国費率1/2(間接補助は1/3)	都市局	都市安全課	梶田	32334
	防災・安全交付金		市町村、民間事業者等	復興整備計画の区域における地区(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く) ※施行地区など必要な要件を満たした場合に限る ※間接補助の場合は災害時協定の締結など必要な要件を満たした場合に限る					
18 津波防災拠点施設 (津波防災まちづくりの拠点・活動拠点として機能する施設:地域防災センター、避難所、津波避難タワー等)	東日本大震災復興交付金	津波復興拠点整備事業	市町村	復興交付金事業計画の区域において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設 ※被災地など必要な要件を満たした場合に限る	国費率1/2	都市局	市街地整備課	藤村	32737
	社会資本整備総合交付金			復興整備計画区域(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く)において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設 ※被災地など必要な要件を満たした場合に限る					
20 災害応急対策施設 (耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等)	東日本大震災復興交付金	都市防災総合推進事業	都道府県、市町村	復興交付金事業計画の区域における地区 ※県が行う場合は施行地区など必要な要件を満たした場合に限る	国費率1/2	都市局	都市安全課	梶田	32334
	防災・安全交付金		市町村	復興整備計画の区域における地区(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く) ※施行地区など必要な要件を満たした場合に限る					
22 避難所、避難路の整備	東日本大震災復興交付金	高齢者、障がい者、外部来訪者等への歩行者移動支援や避難支援(効果促進事業として実施可能)	市町村	復興交付金事業計画の区域における地区で行う基幹事業と関連した効果促進事業	国費率4/5(基幹事業費の35%を上限)	総合政策局・政策統括官	総務課・政策統括官付	原田 田中	53102 53115
	社会資本整備総合交付金			被災市街地復興推進地域又は復興整備計画の区域における地区(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く)で行う基幹事業と関連した効果促進事業	国費率1/2(基幹事業費の20%を上限)				
24 防災関連施設(備蓄倉庫及び耐水性貯水槽)	東日本大震災復興交付金	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地地区画整理事業)	市町村	復興交付金事業計画の区域における地区 ※必要な要件を満たした場合に限る	国費率1/2	都市局	市街地整備課	金沢	32736
	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金			被災市街地復興推進地域又は復興整備計画の区域における地区(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く) ※必要な要件を満たした場合に限る					
26 津波避難タワー	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	効果促進事業	海岸管理者	基幹事業として、海岸事業を実施する必要があり、一体的に整備することにより効果を一層高める事業である必要がある。社会資本整備総合計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の2割が上限となる。	国費率1/2	水管理・国土保全局	海岸室	村山	36332
						港湾局	海岸・防災課	佐溝	46714

③ 津波復興拠点支援施設等の整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度		事業実施主体	適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
	支援措置	対象事業名							
27 津波復興拠点支援施設 (地域活力の復興のための活動の拠点となる施設: 地域交流施設及び地域活力の復興のための活動拠点となる施設)	東日本大震災復興交付金	津波復興拠点整備事業	市町村	復興交付金事業計画の区域において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設 ※被災度など必要な要件を満たした場合に限る	国費率1/2	都市局	市街地整備課	藤村	32737
	社会資本整備総合交付金			復興整備計画区域(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く)において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設 ※被災度など必要な要件を満たした場合に限る					
29 復興まちづくり支援施設 (地域活力の復興のための活動の拠点となる施設: 地域交流施設及び地域活力の復興のための活動拠点となる施設)	東日本大震災復興交付金	都市防災総合推進事業	市町村、民間事業者等	復興交付金事業計画の区域における地区 ※施行地区など必要な要件を満たした場合に限る ※間接補助の場合は災害時協定の締結など必要な要件を満たした場合に限る	国費率1/3(景観法に基づく景観計画区域等は1/2)	都市局	都市安全課	梶田	32334
	防災・安全交付金			復興整備計画の区域における地区(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く) ※施行地区など必要な要件を満たした場合に限る ※間接補助の場合は災害時協定の締結など必要な要件を満たした場合に限る					
31 都市施設	社会資本整備総合交付金	都市・地域交通戦略推進事業	地方公共団体	【対象地区】 ・都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定している区域(ただし、平成28年度末までに事業を開始する場合は、都市機能誘導区域を、平成30年度中に居住誘導区域を記載している立地適正化計画を作成することを前提に、立地適正化計画を策定している区域とみなす) ・都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域等。 【交付内容】 イ 整備計画の作成等に関する事業 (1) 整備計画の作成に関する事業 (2) 交通まちづくり活動推進事業 ロ 公共的空間等の整備に関する事業 (1) 公共的空間等が整備される敷地の整備 (2) 公共的空間の整備 (3) 歩行空間の整備 (4) 駐車場の整備 (5) 駐車場有効利用システムの整備 (6) 荷捌き駐車場の整備 (7) 自転車駐車場の整備 (8) バリアフリー交通施設の整備 (9) 路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備 (10) (1)から(8)までの施設の代替となる又は(1)から(9)までの施設と一体となった鉄道施設等の整備 ハ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業 (1) 都市情報提供システムの整備 (2) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備 (3) 歩行活動の増加に資する施設の整備 (4) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備 (5) 案内標識の整備(補助金のみ)	【国費率】 1/3 (立地適正化計画に位置付けられた事業は、1/2)	都市局	街路交通施設課	石井清水	32854
	補助金		協議会等						

④ 情報通信施設の整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度			適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
	支援措置	対象事業名	事業実施主体						
32 防災情報通信ネットワーク (災害時の情報通信の確保のための、情報の収集・送信・受信・伝達のための施設: 防災行政無線)	東日本大震災復興交付金	都市防災総合推進事業	都道府県、市町村	復興交付金事業計画の区域における地区 ※県が行う場合は施行地区など必要な要件を満たした場合に限る ※地震に強い都市づくり推進五箇年計画に基づくものに限る	国費率1/2	都市局	都市安全課	梶田	32334
	防災・安全交付金		市町村	復興整備計画の区域における地区(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く) ※施行地区など必要な要件を満たした場合に限る ※地震に強い都市づくり推進五箇年計画に基づくものに限る ※平成26年度末までに社会資本総合整備計画策定したものに限る					
(再掲)20 災害応急対策施設 (耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等)	東日本大震災復興交付金	都市防災総合推進事業	都道府県、市町村	復興交付金事業計画の区域における地区 ※県が行う場合は施行地区など必要な要件を満たした場合に限る	国費率1/2	都市局	都市安全課	梶田	32334
	防災・安全交付金		市町村	復興整備計画の区域における地区(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く) ※施行地区など必要な要件を満たした場合に限る					
(再掲)21									

⑤ 都市公園の整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度			適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
	支援措置	対象事業名	事業実施主体						
34 都市公園(津波被害を軽減する機能を有する都市公園)	東日本大震災復興交付金	都市公園事業	都道府県、市町村	復興交付金事業計画の区域 ※一定の面積要件、総事業費要件など必要な要件を満たした場合に限る	国費率 用地:1/3 施設:1/2	都市局	公園緑地・景観課	古木	32953
35 都市公園	社会資本整備総合交付金 (復興枠)			東日本大震災の被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき、防災拠点もしくは広域避難地としての機能を有する都市公園(災害時に浸水しない区域にあり、津波による被災が想定される市街地へのアクセス性が確保される場所に位置するものに限る)の整備。 ※一定の面積要件、総事業費要件など必要な要件を満たした場合に限る					
36 都市公園	社会資本整備総合交付金			※一定の面積要件、総事業費要件など必要な要件を満たした場合に限る					
37 都市公園	防災・安全交付金			当該都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置付けられていること。 ※一定の面積要件、総事業費要件など必要な要件を満たした場合に限る					

⑥ 河川施設の整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度		事業実施主体	適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
	支援措置	対象事業名							
河川対策	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	広域河川改修事業	道県・政令市	<p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事であつて、次のいずれかの要件に該当するものをいう。また、総事業費や費用便益比については、広域河川改修事業と施設機能向上事業を合算したもので次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 総事業費が、都市河川にあつては概ね24億円以上、その他の河川にあつては概ね12億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するもの</p> <p>①-1 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が200ha以上であるもの、宅地(公共用地又は5ヶ年以内に宅地となることが予測される土地を含む。ロー3-(1)関係部分において以下同じ。)が20ha以上であるもの、家屋が200戸以上あるもの又は農耕地が100ha以上であつて、かつ、宅地が10ha以上若しくは家屋が100戸以上であるもの</p> <p>①-2 改良工事による費用便益比が1以上であるもの</p> <p>② 総事業費が、都市河川にあつては概ね10億円以上24億円以内、その他の河川にあつては概ね10億円以上12億円以内のもので、指定区間内の一級河川においては次のいずれか、二級河川においては次の②-1に該当するもの</p> <p>②-1 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が60ha以上であるもの、宅地が5ha以上であるもの、家屋が50戸以上であるもの又は農耕地が30ha以上であつて、かつ、宅地が2.5ha以上若しくは家屋が25戸以上であるもの</p> <p>②-2 改良工事を施行する地点におけるその河川の流域面積が10km²以上又は計画高水流量が毎秒100m³以上の区間において施行する改良工事であつて、費用便益比が1以上であるもの</p> <p>②-3 国土交通大臣の施行する改良工事に接続して施行するもので国土交通大臣の施行する改良工事と一体となって効用を果たすこととなるもの</p>	<p>国費率1/2 ※大規模: 5.5/10 ※明日香法: 2/3 ※水特法: 3/4 ※大規模: 河川法60条第1項の政令で定める大規模な工事 ※明日香法: 明日香における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第5条 ※水特法: 水源地域対策特別措置法第9条</p>	水管 理・国 土保 全 局	治水課	井原 葛西	35583
		施設機能向上事業		<p>広域河川改修事業(ロー3-(1))に該当する事業であつて、施設機能向上計画に基づき同一の洪水氾濫域を有する区間において施行される既存の河川管理施設の機能向上で、次のいずれかの要件に該当するものをいう。</p> <p>① 浸透・侵食・耐震対策としての堤防等の改良</p> <p>② 堰、水門、樋門及び排水機場等の機能向上に資する改良</p> <p>③ 床止め、堰、水門、樋門、樋管、排水機場若しくはその附属施設又は関連施設である護岸、擁壁、護床工、高水敷保護工若しくは門扉等又は特殊堤の構造が、不十分若しくは適当でないため、又は、長期間の供用により老朽化が著しいため、前後の一連区域の治水機能に比較して工作物周辺の治水機能が劣っているものの計画的な改良</p>	<p>国費率1/2 ※大規模: 5.5/10 ※明日香法: 2/3 ※水特法: 3/4 ※大規模: 河川法60条第1項の政令で定める大規模な工事 ※明日香法: 明日香における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第5条 ※水特法: 水源地域対策特別措置法第9条</p>				
		地震・高潮対策河川事業		<p>総事業費が概ね50億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するものをいう。</p> <p>① 津波・高潮・耐震対策事業</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、津波・高潮により被害を生ずるおそれのある地域についての津波・高潮・耐震対策事業(津波・高潮による浸水想定区域に係る調査を含む。)であり、次のいずれかの要件に該当するもの</p> <p>①-1 東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係るもの</p> <p>①-2 大規模地震対策特別措置法に基づき指定される地震防災対策強化地域において実施するもの</p> <p>①-3 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)に基づき指定される南海トラフ東南海・南海地震防災策推進地域において実施するもの</p> <p>①-4 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成16年法律第27号)に基づき指定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において実施するもの</p> <p>①-5 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第二条第二項に規定される特定被災地方公共団体である県のうち、東北地方太平洋沖地震によって発生した津波による被害を受けた県における、「津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)」第八条に規定される津波浸水想定が設定された市町村において実施するもの。</p> <p>② 都市河川総合整備事業</p> <p>東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係る河川改修事業のうち、市街地再開発事業等の他事業と一体として緊急に実施することが必要な都市河川についての整備事業</p> <p>③ 地盤沈下対策事業</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、地盤沈下防止等対策要綱(地盤沈下とこれに伴う被害の著しい濃尾平野(昭和60年4月26日決定)、筑後・佐賀平野(昭和60年4月26日決定)及び関東平野北部(平成3年11月29日決定)の3地域について、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において決定された要綱をいう。)が定められた地域における内水対策等の必要な河川についての地盤沈下対策河川事業</p>	<p>国費率1/2</p>				

41	河川対策	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	都市基盤河川改修事業	政令市・市町村	都市基盤河川改修事業の対象となる河川工事は、指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね30km ² を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事とする。	国費率1/3 ※都道府県が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。	水管理・国土保全局	治水課	井原葛西	35583
42			流域治水対策河川事業	道県・政令市	広域河川改修事業に該当する事業であって、次のいずれかの要件に該当するものをいう。 ① 当該河川において、河道整備のほか、調節池・遊水地等の計画高水流量を低減する施設計画を有しているもの ② 当該河川の流域において流域貯留浸透事業により流域対策を実施しているもの	国費率1/2 ※大規模：5.5/10 ※明日香法：2/3 ※水特法：3/4 ※大規模：河川法60条第1項の政令で定める大規模な工事 ※明日香法：明日香における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第5条 ※水特法：水源地域対策特別措置法第9条				
43			総合治水対策特定河川事業		① 総合治水対策特定河川事業 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあっては近郊整備区域）並びに主要な地方中核都市に係る一級河川又は二級河川のうち、次のすべての要件に該当する河川を対象として実施する河川改修事業 (1) 流域面積が概ね30km ² 以上1,000km ² 未満であること (2) 主要部分の洪水対応能力が時間雨量50mm（これは、年超過確率が概ね1/10～1/5に相当する。）未満であること (3) 流域内における市街化区域の面積及び市街化調整区域内の開発面積の合計が流域面積の20%以上であり、更に開発の進行が予想されること (4) 流域内の人口が昭和30年における人口の二倍以上であること又は流域内の人口密度が1km ² につき1,000人以上であること (5) 流域内の関係市町村が流域整備計画に定めるべき事業について合意していること なお、概ね10年以内に、治水施設の洪水対応能力を、時間雨量約50mm（年超過確率が概ね1/10～1/5に相当する。）を目標に整備するものとする。	国費率1/2 ※大規模：5.5/10 ※大規模：河川法60条第1項の政令で定める大規模な工事				
44			大規模河川管理施設機能確保事業		指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される河川管理施設の改築であって、次のすべての要件に該当するものをいう。 ① 改築対象の河川管理施設の供用年数が耐用年数を超過し、老朽化が著しいこと、又は施設の機能に著しい障害が生じていること ② 改築の範囲は施設の老朽化、機能障害の程度を十分検討し、必要最小限の範囲とするとともに、当該河川の計画に整合した構造とすること ③ 全体事業費は50億円以上であること	国費率1/2				
45	河川対策	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	特定構造物改築事業	道県・政令市	(1) 河川管理施設改築・長寿命化事業 指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される河川管理施設の改築並びに長寿命化計画に基づく河川管理施設の延命化に必要な措置であって、次のすべての要件に該当するもの。 ① 長寿命化計画に基づく延命化に必要な措置のための費用及び改築に必要な費用の合計事業費が概ね4億円以上であること。 ② 長寿命化計画が策定され当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている施設であること。 (2) 長寿命化計画の策定又は変更 河川管理施設における長寿命化計画の策定又は変更で、次のすべての要件に該当するもの。 ① 平成29年度までの間に策定又は変更されるもの。 ② 長寿命化計画の計画期間内に、河川管理施設改築・長寿命化事業の実施が見込まれるもの。なお、この場合、河川管理施設改築・長寿命化事業の合計事業費については要件としない。	国費率1/2	水管理・国土保全局	治水課	井原葛西	35583

(再掲)14	河川対策	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	総合流域防災事業	道県・政令市・市町村	<p>① 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編口-3-(1)広域河川改修事業、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編口-3-(4)流域治水対策河川事業、又は社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編口-3-(6)調節池整備事業のいずれかの要件に該当する河川改修等のうち、一事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100km²未満かつ想定氾濫区域内人口が1万人未満である指定区間(直轄管理区間の計画高水流量の5割以上の計画高水流量を持ち、当該直轄管理区間と合流する河川の区間を除く。)内の一級河川及び二級河川に係る河川改修、宅地等の嵩上げ、流域における調節池、移動式排水施設、輪中堤等の整備</p> <p>(準用河川改修事業)</p> <p>③-1 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの</p> <p>③-2 過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの</p> <p>③-3 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの</p> <p>③-4 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの</p> <p>準用河川改修事業の実施に当たっては、以下に従い、事業計画に準用河川改修事業計画を記載するものとする。</p> <p>ア 準用河川改修事業計画の記載</p> <p>(i) 準用河川改修事業計画の記載事項</p> <p>準用河川改修事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>a. 事業計画区間</p> <p>b. 改修工事を必要とする理由及び計画方針並びに改修工事の効果</p> <p>c. 計画高水流量、計画高潮位に関する事項</p> <p>d. 計画平面形、計画縦断形及び計画横断形その他河道計画に関する事項</p> <p>e. 改修工事に必要な費用の概要</p> <p>f. その他必要な事項</p> <p>(ii) 事業計画区間</p> <p>事業計画区間は、治水計画上改修が必要な区間とする。</p> <p>(iii) 技術的基準との整合</p> <p>事業計画の作成に当たっては、次に掲げる技術的基準に準拠するものとする。</p> <p>a. 河川管理施設等構造令(平成12年政令第321号)で定める基準を参酌して定められた条例(平成25年3月31日までの期間内において、同条例が制定施行されるまでの間は、河川管理施設等構造令で定める基準)</p> <p>b. 河川砂防技術基準(平成16年3月30日国河情第13号)</p> <p>イ 準用河川改修事業計画の変更</p> <p>準用河川改修事業計画の変更を行おうとするときは、アに準ずるものとする。</p> <p>ウ 関係機関との協議</p> <p>市町村長は、準用河川改修事業計画の記載及び変更に当たっては、当該河川が接続する他の河川の管理者と計画の整合について十分協議すること</p>	国費率1/2 国費率1/3(準用河川)	水管理・国土保全局	治水課	井原葛西	35583
--------	------	-------------------------	----------	------------	---	------------------------	-----------	-----	------	-------

⑦ 海岸保全施設の整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度		事業実施主体	適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)		
	支援措置	対象事業名									
46 海岸堤防等の整備	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	高潮対策事業	海岸管理者	以下の①から④までの要件を満たすもの ① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。 ② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。 ③ 防護面積、防護人口が5ha/km 以上又は50 人/km 以上であること。 ④ 総事業費が、以下のとおりであること。 離島・北海道 5 千万円以上 内地 1 億円以上	等	国費率1/2 (離島 11/20 北海道 11/20)	水管理・国土保全局	海岸室	村山	36332	
		侵食対策事業		以下の①から④までの要件を満たすもの ① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。 ② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。 ③ 防護面積、防護人口が5ha/km 以上又は50 人/km 以上であること。 ④ 総事業費が、以下のとおりであること。 離島・北海道 5 千万円以上 内地 1 億円以上			等	港湾局	海岸・防災課	佐溝	46714
		海岸耐震対策緊急事業		海岸法(昭和31年法律第101号)第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内(同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。)において主として実施するものであって、以下の①から③までの要件(耐震性能調査にあっては①の要件)を満たすもの ① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域(海水の浸入により浸水するおそれがある区域)に地域中枢機能集積地区(背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察署、消防署、病院等)がある地区等)を有すること。 (ア) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 (イ) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 ② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した海岸耐震対策緊急事業計画(以下、「事業計画」という。)が策定されている地区であること。 ③ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。 (ア) 都道府県が行うもの 5 千万円以上 (イ) 市町村が行うもの 2 千5 百万円以上			等				
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業		海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域(同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。)内において実施するものであって、以下の①から④までの要件を満たすもの (1) 長寿命化計画の策定 ① 平成30 年度まで(東日本大震災の被災地及び5 地区海岸以上を管理している市町村(政令市を除く。))については平成32 年度まで)の間に策定又は変更されるものであること。 (2) 老朽化対策 ① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。ただし、海岸保全施設の新設又は平成30 年度まで(東日本大震災の被災地及び5 地区海岸以上を管理している市町村(政令市を除く。))については平成32 年度までに事業に着手する場合については、長寿命化計画の策定を要件としない。 ② 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。 ③ 海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画等に基づき、本事業の実施内容を記載した海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画(以下、「事業計画」という。)が策定されている地区であること。 ④ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。 (ア) 都道府県が行うもの 5 千万円以上 (イ) 市町村が行うもの 2 千5 百万円以上			等				
47 48 49 50		津波・高潮危機管理対策緊急事業		海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内(同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。)において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件(水門等の整備・運用計画策定支援にあっては①の要件)を満たすもの ① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。 (ア) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波被害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸 (イ) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸 ② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画(以下、「事業計画」という。)が策定されている地区で実施するものであること。 ③ 事業計画に従って実施される事業であること。 ④ 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。 ⑤ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。 (ア) 都道府県が行うもの 5 千万円以上 (イ) 市町村が行うもの 2 千5 百万円以上	等	国費率1/2					

⑧ 津波防護施設の整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度			適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
	支援措置	対象事業名	事業実施主体						
津波防護施設	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	津波防護施設整備事業	都道府県又は津波防護施設管理者の指定を受けた市町村	津波防護施設整備事業は、津波防災地域づくりに関する法律第10条第1項に規定する推進計画に記載され、かつ同法29条第2項に規定する国土交通省令で定める基準を満たす津波防護施設の新設又は改良を行う事業のうち、次のすべての要件に該当するもの(東日本大震災復興特別区域法第76条第1項に規定する津波防災地域づくりに関する法律の特例に基づき実施される津波防護施設の新設又は改良を行う事業を含む。) ① 津波防護施設の整備であって、次のいずれかの要件に該当するもの。 イ 盛土構造である既存の道路、鉄道を活用しその施設の背後地への津波による浸水を防止するための閘門、胸壁※。ただし、活用する盛土構造物は津波防災地域づくりに関する法律第29条第2項に規定する国土交通省令で定める基準に準じた構造を持つものに限る。※胸壁の整備は一部高さが低い箇所を補うものに限る。その長さは概ね延長500m以内とする。 ロ 背後地への津波による浸水を防止するための道路、鉄道と一体となって整備する盛土構造物であり、概ね延長500m以内であるもの(津波防災地域づくりに関する法律第29条第2項に規定する国土交通省令で定める基準を満たすために必要となる護岸を含む。必要に応じて設置する胸壁、閘門を含む)。 ② 人家20戸以上※を防護するもの(※転入や再建により人家20戸以上と見込まれる場合を含む)。ただし、「災害時要援護者関連施設」(児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく特別支援学校及び幼稚園)、又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は、上記の20戸を10戸と読み替えるものとする。 ③ 津波防災地域づくりに関する法律第10条に規定する市町村が作成する推進計画に位置付ける津波防護施設整備事業の総事業費が以下のとおりであること。 (ア) 都道府県が行うもの 5千万円以上 (イ) 市町村が行うもの 2千5百万円以上	国費率1/2	水管理・国土保全局	海岸室	村山	36332

⑨ 下水道施設の整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度			適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
	支援措置	対象事業名	事業実施主体						
下水道事業	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	流域下水道	原則都道府県	次のいずれかに該当する下水道をいう。 イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの ロ 公共下水道(終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。)により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの (下水道法第2条第4号) (下記の施設の設置又は改築に要する費用) ① 幹線管渠 ② 終末処理場(門、柵、堀その他これらに類する施設は除く) ③ 幹線管渠及び終末処理場を補完するポンプ施設及びその他の主要な補完施設	国費率 2/3 1/2 ※2/3は、終末処理場の処理施設の整備に係る費用	水管理・国土保全局	下水道事業課	武田	34235
	東日本大震災復興交付金 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	公共下水道	原則市町村	次のいずれかに該当する下水道をいう。 イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの(下水道法第2条第3号) (下記の施設の設置又は改築に要する費用) ① 主要な管渠 ② 終末処理場(門、柵、堀その他これらに類する施設は除く) ③ 主要な管渠及び終末処理場を補完するポンプ施設及びその他の主要な補完施設	国費率 5.5/10 1/2 ※5.5/10は、終末処理場の処理施設の整備に係る費用				
	東日本大震災復興交付金 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	都市下水路	原則市町村	主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く。)で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ当該地方公共団体が第27条の規定により指定したものをいう。(下水道法第2条第5号) (下記の施設の設置又は改築に要する費用) ① 内法(開水路の場合は上幅)1m以上(新世代下水道支援事業制度リサイクル推進事業のうち、積雪対策に資する事業により実施されているものについては内法(開水路の場合には上幅)が0.6m以上)の排水渠又は内径0.7m以上の排水管及びこれに付随する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島復興対策事業により実施されているものについては内径又は内法(開水路の場合には上幅)が0.5m以上の管渠及びこれに付随する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止のためのフェンスも含む。 ② ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。	国費率 4/10				

⑩ 砂防施設の整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度		適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)	
	支援措置	対象事業名							事業実施主体
土砂災害対策等	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	通常砂防事業	都道府県	砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件当たり事業費が1億円以上のもので、かつ原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの ① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの (ア)流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの (イ)流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの (ウ)河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの ② 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある溪流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの (ア)公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護 (イ)市街地、集落(人家50戸以上)の保護 (ウ)耕地(耕地面積30ha以上)の保護 (工)港湾又は河口の埋没(年間埋没10,000㎡以上)の防止	国費率1/2	水管理・国土保全局	砂防計画課	山上	36133
	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	火山砂防事業		砂防法第2条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事(上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。)で、次のいずれかの要件に該当し、1件あたりの事業費が1億円以上のもので、かつ、原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの ① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの (ア)流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの (イ)流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの (ウ)河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの ② 前記の水系以外の水系に係るもので、①の(ア)から(ウ)までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかの要件に該当する効果のあるもの (ア)公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの)又は市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護 (イ)市街地、集落(人家50戸以上)の保護 (ウ)耕地(耕地面積30ha以上)の保護 (工)港湾又は河口の埋没(年間埋没10,000㎡以上)の防止	国費率5.5/10				

55

56

57	土砂災害対策等 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	地すべり対策事業	都道県	<p>(1)地すべり 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、総事業費が1億円以上のものうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該地すべり防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの</p> <p>① 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>② 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>③ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>④ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>⑤ 貯水量30,000㎡以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>⑥ 人家10戸(市街化区域に存するものうち指定市に係る地すべり防止工事にあつては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>⑦ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であつて当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)</p> <p>(2)ぼた山 地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、総事業費が1億円以上のものうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該ぼた山崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの</p> <p>① 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>② 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち、指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>③ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>④ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>⑤ 貯水量30,000㎡以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>⑥ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>⑦ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であつて当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)</p>	国費率1/2	水管理・国土保全局	砂防計画課	山上	36133
58	土砂災害対策等 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	急傾斜地崩壊対策事業	都道県	<p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く)で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもので、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの</p> <p>①急傾斜地の高さが10m以上であること</p> <p>②移転適地がないこと</p> <p>③次のいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 人家概ね10戸(公共的建物を含む。)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における公共施設に関連する急傾斜地並びに児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく特別支援学校及び幼稚園(以下「要配慮者利用施設」という。)が存する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする</p> <p>ロ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれらに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p>	国費率1/2	水管理・国土保全局	砂防計画課	山上	36133

<p>社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金</p> <p>59 土砂災害対策等</p>	<p>総合流域防災事業 (砂防関係事業)</p>	<p>都道府県</p>	<p>(1) 砂防事業 ① 砂防事業 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-4-(1)通常砂防事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの ア 近年発生した災害に関連するもの イ 水系砂防に関連するもの(土石流対策以外の事業) ウ 活断層の存在する地域で実施するもの ② 地すべり対策事業 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-5-(1)地すべり対策事業の要件に該当し、多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川に限る。)に被害を及ぼすおそれのない事業 ③ 急傾斜地崩壊対策事業 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-6-(1)急傾斜地崩壊対策事業の要件に該当し、次のいずれの要件にも該当しないものをいう。 ア 近年発生した災害に関連するもの イ 急傾斜地の高さが30m以上のもの ④ 雪崩対策事業 豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、一事業の総事業費が7,000万円以上のもので、 ア 移転適地がないこと イ 人家概ね5戸(公共的建物を含む。)以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ⑤ 砂防設備等緊急改築事業 ⑤-1 砂防設備等緊急改築事業 既設の砂防設備及び地すべり防止施設(以下「砂防設備等」という。)について、緊急改築を行うことで既存の砂防設備等を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に実施するもので、次のすべての要件に該当するもの ア 原則として、長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの。ただし、平成30年度までに着手される砂防設備等緊急改築事業については、長寿命化計画の策定を条件としない。 イ 事業の対象となる砂防設備等が、以下のいずれかの要件に該当するもの (i)昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備 (ii)設置後概ね10年経過した施設で、地質条件などによって当初設計時の想定より早期に集排水ボーリングの目詰まりが生じており、近年開発された材料の活用により目詰まりが生じにくくなるなど施設の機能が著しく向上する地すべり防止施設 ウ 長寿命化計画の策定を条件とする場合は、社会資本整備総合計画に長寿命化計画の内容を記載するものとする。また、実施に当たって、事業計画に、次に掲げる事項を定めた緊急改築事業計画が記載されていること (i)対象とする砂防設備等の概要 (ii)事業の目的 (iii)保全対象 (iv)施設管理の状況 (v)緊急改築工事の内容 (vi)その他参考となる事項 エ 総事業費が1億円以上であるもの(当該工事の実施に必要な調査を含む。) ⑤-2 長寿命化計画の策定又は変更 都道府県が管理する砂防設備等における長寿命化計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの ア 平成30年までの間に策定又は変更されるものであること イ 長寿命化計画の計画期間内に、砂防設備等緊急改築事業の実施が見込まれるものであること ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 ⑥-1 急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第21条の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行うことで既存の施設を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に実施するもので、次の全ての要件に該当するもの ア 原則として、長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの。ただし、平成30年度までに着手される急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業については、長寿命化計画の策定を条件としない。 イ 地盤条件の変化等により明らかに施設の災害防止機能が不足しているもの ウ 長寿命化計画の策定を条件とする場合は、社会資本整備総合計画に長寿命化計画の内容を記載するものとする。また、実施に当たって、事業計画に、次に掲げる事項を定めた緊急改築事業計画が記載されていること (i)対象とする急傾斜地崩壊防止施設の概要 (ii)事業の目的 (iii)保全対象 (iv)施設管理の状況 (v)緊急改築工事の内容 エ 総事業費が7,000万円以上であるもの(当該工事の実施に必要な調査を含む。) ⑥-2 長寿命化計画の策定又は変更 都道府県が管理する急傾斜地崩壊防止施設における長寿命化計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの ア 平成30年までの間に策定又は変更されるものであること イ 長寿命化計画の計画期間内に、急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業の実施が見込まれるものであること</p>	<p>国費率1/2(砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査を除く)1/3(砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査)</p>	<p>水管 理・国 土保 全 局</p>	<p>砂防計 画課</p>	<p>山上</p>	<p>36133</p>
---	------------------------------	-------------	---	---	--------------------------------------	-------------------	-----------	--------------

60	土砂災害対策等	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	総合流域防災事業 (砂防関係事業)	都道府県	(2)情報基盤総合整備事業 ①情報基盤整備事業 河川等の情報収集・提供等を行うシステム(総事業費3億円以上)で、指定区 間内の一級河川及び二級河川、これら河川において都道府県が管理するダム、 及び過去に土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ若しくは雪崩災害を受けた地 区又は受けるおそれの高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。 ア 雨量計、水位計、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、 伸縮計及び監視カメラ等の観測施設 イ 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム ウ 水位や流量等を予測・提供するシステム エ 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム オ 河川利用者向けの情報提供システム(二級河川においては平成23年度まで に限る。) ②土砂災害情報共有システム整備事業 土砂災害関連情報について、住民・市町村・都道府県の情報交換を推進す るための土砂災害情報共有システムを整備する事業で次の全てに該当するもの ア 住民の警戒避難体制の確立に資するための通報装置の設置等のうち都道府 県から住民等への情報提供に関するもの イ 住民等から都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備 ウ 土砂災害情報共有システム整備事業全体計画が策定されているもの。な お、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「河川等に関する 情報基盤総合整備全体計画の作成について」(平成17年8月1日付け国河砂 第25号)に基づくものとする。 (3)砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12年法律第57号)に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する 基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の 指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区 域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に 関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の 状況その他の事項に関する調査。	国費率1/2(砂 防基礎調査・急 傾斜地基礎調査 を除く)1/3(砂 防基礎調査・急 傾斜地基礎調 査)	水管 理・国 土保 全 局	砂防計 画課	山上	36133
----	---------	-------------------------	----------------------	------	---	--	---------------------------	-----------	----	-------

⑪ 道路施設の整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度			適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
	支援措置	対象事業名	事業実施主体						
61 道路	東日本大震 災復興交付 金	道路事業(市街地相 互の接続道路等、高台 移転等に伴う道路整備 (区画整理)、道路の防 災・震災対策等)	市町村(復興 計画に位置付 けられた道路整 備については都 道県も対象)	地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路整備等	国費率 0.55~0.7	道路局	環境安 全課	東條	38133
62	社会資本整備 総合交付 金	道路事業	都道府県、市町 村	地方公共団体が実施する道路整備事業					

⑫ 住宅関連施設の整備

(代表)03-5253-8111

	対象施設	措置制度			適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
		支援措置	対象事業名	事業実施主体						
63	災害公営住宅	東日本大震災復興交付金	①災害公営住宅整備事業 ②災害公営住宅用地取得造成事業 ③災害公営住宅家賃低廉化事業 ④東日本大震災特別家賃低減事業	都道府県、市町村	東日本大震災による災害に対し、激甚法(昭和37年法律第150号)第22条第1項に定める地域にあった住宅で、激甚災害により滅失したものに、その災害の当時居住していた者に賃貸する公営住宅	国費率 ①3/4等 ②3/4 ③3/4等 ④1/2	住宅局	住宅局 住宅総合整備課	辻野	39844
64	災害復興型地域優良賃貸住宅	東日本大震災復興交付金	・災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業	都道府県、市町村	東日本大震災による災害に対し、激甚法(昭和37年法律第150号)第22条第1項に定める地域にあった住宅で、激甚災害により滅失したものに、その災害の当時居住していた者に賃貸する地域優良賃貸住宅(民間供給)	国費率 15/100等	住宅局	住宅局 住宅総合整備課	辻野	39844
65	公的賃貸住宅に併設する高齢者生活支援施設等	東日本大震災復興交付金	・高齢者生活支援施設等併設事業	都道府県、市町村	東日本大震災による災害に対し、激甚法(昭和37年法律第150号)第22条第1項に定める地域にあった住宅で、激甚災害により滅失したものに、その災害の当時居住していた者に賃貸する災害公営住宅等の公的賃貸住宅団地に併設する、高齢者生活支援施設等	国費率 1/2	住宅局	住宅局 住宅総合整備課	辻野	39844
66	住宅団地に係る公共施設(住宅団地内の集会施設、住宅団地内の広場等)	東日本大震災復興交付金	防災集団移転促進事業	都道府県・市町村	復興交付金事業計画の区域における地区 ※本事業で整備する住宅団地の規模などの必要な要件を満たした場合に限る	国費率3/4	都市局	都市安全課	片岡	32335
67	住宅団地内の農林水産業に係る共同作業所、共同加工所、共同倉庫	東日本大震災復興交付金	防災集団移転促進事業	都道府県・市町村	復興交付金事業計画の区域における地区 ※本事業で整備する住宅団地の規模などの必要な要件を満たした場合に限る	国費率3/4	都市局	都市安全課	片岡	32335
68	不良住宅除却、改良住宅の建設等	東日本大震災復興交付金	住宅地区改良事業	都道府県・市町村	復興交付金事業計画の区域内で実施される事業 【対象地区要件】 ・面積 0.15ha以上 ・不良住宅戸数 50戸以上 ・不良住宅率 80%以上 ・住宅戸数密度 80戸/ha以上	国費率 2/3、 1/2、 1/3	住宅局	住宅総合整備課 住環境整備室	柴森	39355
69	不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等	東日本大震災復興交付金	小規模住宅地区改良事業	都道府県・市町村	復興交付金事業計画の区域内で実施される事業 【対象地区要件】 ・不良住宅戸数 15戸以上 (過疎地域、離島振興対策実施地域、豪雪地帯又は振興山村の区域における激甚災害に係る事業の場合は5戸以上) ・不良住宅率 50%以上 ※下線部は、平成27年度までに復興交付金事業計画を提出した場合	国費率 2/3、 1/2、 1/3	住宅局	住宅総合整備課 住環境整備室	柴森	39355
70	危険住宅	東日本大震災復興交付金	住宅・建築物安全入トック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)	市町村(市町村による実施が困難等の場合は都道府県)	復興交付金事業計画の区域における地区	国費率1/2	住宅局	建築指導課	西岡	39569
(再掲)8	被災者用住宅、福祉施設、商業施設等の一体的な整備(津波避難ビルとしての活用や人工地盤の整備を合わせて実施することも可能)	東日本大震災復興交付金	市街地再開発事業	市町村	復興交付金事業計画の区域における地区	国費率2/5(災害復興市街地再開発事業)	都市局 住宅局	市街地整備課 市街地建築課	瀬戸 小川 石川	32745 39655 39654
(再掲)9		社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	市街地再開発事業	市町村	(1)被災市街地復興推進地域又は復興整備計画の区域における地区(ただし、復興交付金事業計画の区域を除く) (2)被災市街地復興推進地域、復興整備計画の区域及び復興交付金事業計画の区域以外の地区	(1)国費率2/5(災害復興市街地再開発事業) (2)国費率1/3	都市局	市街地整備課	瀬戸	32745
(再掲)10		東日本大震災復興交付金	優良建築物等整備事業	市町村	復興交付金事業計画の区域における地区	国費率2/5	住宅局	市街地建築課	小川 石川	39655 39654
(再掲)11	敷地の共同化、公共施設の整備等	東日本大震災復興交付金	住宅市街地総合整備事業	市町村等	復興交付金事業計画の区域内で実施される事業 【整備地区の要件】 ・重点整備地区を一つ以上含む地区 ・整備地区の面積が概ね5ha以上(※2haへの緩和措置あり) ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区 【重点整備地区の要件】 ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上(※0.5haへの緩和措置あり) ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上(重点供給地域は25戸以上) ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上等	国費率 1/3、1/2、2/5等	住宅局	市街地建築課 市街地住宅整備室	松本	39677
71	サービス付き高齢者向け住宅	補助金	・スマートウェルネス住宅等推進事業	民間事業者等	高齢者住まい法(平成13年法律第26号)に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録を受ける住宅	国費率 1/10等	住宅局	住宅局 安心居住推進課	長谷川	39856

⑬ 港湾施設の整備

(代表)03-5253-8111

対象施設	措置制度			適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
	支援措置	対象事業名	事業実施主体						
72 港湾施設(係留施設等)	補助金	港湾整備事業	県	津波により被災した港湾	国費率5/10等	港湾局	港湾局計画課	須山平松	46324 46326

⑭ その他(①~⑦、⑨~⑬の公共土木施設に係る整備等)

(代表)03-5253-8111

対象施設等	措置制度			適用条件	備考	担当局	担当課	担当者	連絡先 (内線)
	支援措置	対象事業名	事業実施主体						
73 道路、河川、港湾、都市公園等の公共土木施設	災害対策等緊急事業推進費(自然災害により被災した地域等において、緊急に再度災害防止対策を実施する事業に、年度途中に予算を配分する制度)	<対象となる補助事業> 海岸保全施設整備事業 海岸事業 都市防災推進事業 都市公園災害対策事業 古都及緑地保全事業 急傾斜地崩壊対策事業 河川改修事業 流域治水対策事業 河川管理施設機能各保事業 河川総合開発事業 治水ダム建設事業 堰堤改良事業 河川激甚災害対策特別緊急事業 床上浸水対策特別緊急事業 河川災害復旧等関連緊急事業 砂防事業 砂防激甚災害対策特別緊急事業 特定緊急砂防事業 地すべり対策事業 地すべり激甚災害対策特別緊急事業 特定緊急地すべり対策事業 災害関連緊急砂防等事業 下水道災害対策事業 道路更新防災等対策事業 公営住宅建設等事業 鉄道防災事業 鉄道施設総合安全対策事業 港湾事業 空港整備事業 等	都道府県、市町村等 (配分先の事業の事業実施主体と同一)	自然災害(地震・津波のほか、洪水、豪雨、豪雪、崖崩れ等)により被災した地域等において、住民の安心・安全に資するため、再度災害の防止対策を行う事業で、地方公共団体等が行うもの	国費率1/2等 (配分先の事業の補助率と同一)	国土政策局	広域地方政策課	石水 福田 村上	29915 29925 29923
74 河川、港湾、都市公園等の公共土木施設(国土交通省の所管に係る事業に限る)	官民連携基盤整備推進調査費(調査費補助)	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業	都道府県、市町村等	地方公共団体が行う基盤整備事業に関する以下の調査 (1)民間の設備投資等と一体的な基盤整備により、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業(道路、海岸、河川、港湾、公園、鉄道、空港等公共土木施設)の事業化に向けた必要な検討(基礎データ収集、需要予測、概略設計等) (2)地域の防災力向上等を図るため、公共土木施設に再生可能エネルギーを導入して電力を確保する等の検討(必要電力把握、設備の設置を伴う実証実験等)	国費率1/2	国土政策局	広域地方政策課	河野 牧	29916 29926
75 被災地のバス交通等生活交通の確保・維持を行う事業	補助金	地域公共交通確保維持改善事業 (1)被災地域地域間幹線系統確保維持事業 (2)特定被災地域公共交通調査事業	(1)被災地域生活交通確保維持計画に運送予定者として記載されている者 (2)協議会、特定被災市町村等	(1)被災地域における地域間の幹線バスの交通ネットワーク等の確保・維持について、特例措置(※)により支援。 (2)被災地域における地域内の生活交通の確保・維持について、特例措置(※)により支援。 (※)被災地域におけるバス交通等を支援するために、既存制度の補助要件の緩和等の特例措置を実施 【地域公共交通確保維持改善事業の主な特例措置】 <地域間輸送>被災地域地域間幹線系統確保維持事業(補助率1/2) (応急仮設住宅経由系統) ○輸送量要件の緩和 … 「1日当たり輸送量15人以上」の要件を緩和 ○補助対象系統の緩和 … 路線バスのみならず、貸切バス等も補助対象化 <地域内輸送>特定被災地域公共交通調査事業(定額補助) ○応急仮設住宅の設置箇所数に応じて一地域で最大6,000万円の範囲内で、日々変化する移動ニーズに対応した被災地域の生活交通の確保・維持することが可能となるよう、実証運行調査などにより運行費を補助	(1)補助率:1/2 (2)定額補助 応急仮設住宅の設置箇所数に応じて一地域で最大6,000万円	(1)自動車局 (2)総合政策局	(1)旅客課 (2)交通支援課	(1)渡邊 (2)鈴木	(1)41263 (2)54806